平成２８年（フ）第６１３２号
東京都東久留米市ひばりが丘団地185―604
債務者　関　　恵子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１３４号
東京都板橋区南町28―８―502
債務者　平岡　香織（旧姓岩味）
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１３７号
東京都品川区豊町１丁目８―12　遠藤方７号室
債務者　紀平　悠樹
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１４４号
東京都豊島区千川２丁目39―４　西池袋アーバンライフ203号室
債務者　井手　隆夫
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１４９号
東京都大田区大森南２丁目６―７―302
債務者　葛葉　教雄
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１５３号
東京都大田区仲六郷３丁目10―６―102
債務者　大森　浩司（旧姓成松）
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１５７号
神奈川県相模原市南区上鶴間本町９丁目36―22　Ｒｉｖｅｒ　Ｗｉｎｄ　Ｉ　203
債務者　木下いづみ（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１６３号
東京都墨田区江東橋４丁目15―１―504
債務者　丸山百合子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１６４号
東京都練馬区南田中２丁目17―13―702
債務者　寺田　　睦（旧姓三藤）
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０５号
愛知県岡崎市竜美西２丁目３番地１　マンション武峰　203
債務者　中村　則子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５６８号
大阪市浪速区戎本町１丁目８番25―802号
債務者　中川麻衣子こと　洪　麻衣子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９８号
静岡県浜松市北区引佐町金指1651番地の２　シャルマンパルＡ203
債務者　髙倉　幸子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３２１号
静岡県浜松市中区新津町562番地の２　レオパレス新津町109号室
債務者　大城　和久
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
栃木県足利市鹿島町547番地12
債務者　山田　一義
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第６１０９号
東京都調布市仙川町３丁目10―１　第２稲垣荘201
債務者　酒井　紀恵
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部